

回一 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十一年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利税率をその利率とし、価格競争各申込みの応募価格を募入額に

財務大臣 野田 佳彦

五

八 口 イ  
方 蓼

価・別債行争非者特国札非入価法入  
格第参市及入価・別債発競札格決  
競II加場び札格第参市行争発競定  
争非者特国発競I加場入行争の

各申込のうち応募価格の高い割り当ては、その応募額を順次割り当てる。各申込のうち応募価格の高い割り当ては、その応募額を順次割り当てる。

より加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによつての発行（以下「非競争入札発行」といふ。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」といふ。）及び価格競争入札の募集の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」といふ。）

国行争非者特国	札非	入価入
債入価・別債	発競	札格行札
市札格第参市	行争	発競發
場発競I加場	入	行争額行

特十国条特五国条特万千国条億つ定す千はづるめ十億つ定う円額  
 別三債の別億債の別円八債の九いにる七、き法の二二いにち面  
 会億に規会三に規会百に規千て基法百額發律公年千て基、金  
 計円つ定計千つ定計六つ定九はづ律五面行第債度三はづ財額  
 にいにに万いにに十いに百、き第十金し二のに百、き政で  
 関て基関円て基関五て基万額發四万額た条發お七額發法二  
 する、づす、づす億はづ円面行十円で利第行け十面行第兆  
 法額きる額きる二、き、金し六、一付一のる五金し四千  
 律面發法面發法千額發同額た条特兆国項特財万額た条九  
 金行律金行律九面行法で利第別三債の例政円で利第一百  
 第額し第額し第百金し第四付一會十に規等運、五付一  
 四でた四でた四七額た四千国項計二つ定に營平千国項  
 律二利十五利十十で利十十債のに億いに關の成十債の  
 第四十利千付七十五利十付七五二付七二に規關四て基すた二六に規  
 七

十 イ 一	十 八	九 八	二	ハ ロ イ	七
發	振額最			払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國札非入価込		行争非者特	
札格行行	額	入価・別債入価・別債發競札格		入価・別	
發競価	面	札格第參市札格第參市行争發競金		札格第參	
行争格日	位	發競II加場發競I加場	入行争額	發競II加	
格十額	平す額の振	五万三千	二千五百	五十ニ	四国条
四面	成るの記替	円四百	六億五千	十九兆	百債の
錢金	二。整載法	百七十二	五億八千	五千五百	八に規
以額	十数又の	億五百	億円八百	百五十	十つ定
上百	二倍は規	千七	五千二百	五十五	四いに
の円	年の記定	十十二	千五百	三十萬九千	億て基
そに	十金録に	億五百	三百四十	四千四百	円、づ
れつ	二額はよ	八千五百	八十八	四千四百	額き
ぞき	月に、る	五百	四十萬九千	四百四	面発
れ九	二よ最振	四万円	四千四百	四百四	金行
の十	十る低替	四千四百	四千四百	四百四	額し
応九	日も額口	四万円	四千四百	四百四	でた
募円	の面座	四千四百	四千四百	四百四	三利
価六	と金簿	四百四	四百四	四百四	千付

十  
八  
十  
七  
十  
六  
五  
四

入 払 元 償 償  
札 場 利 還 還  
参 所 金 金 期  
加 支 額 限  
後 第  
の 二  
利 期  
予 以

財務大臣から通知を受けた者  
日額平るい日毎本面成利てを年銀金二子、支六行額十をそ払月百七支の期二円年払日と十に十う以し日つ二。前、及き月六各び百二月支十円十間払二日に期月属に二すお十

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100 \times 2^1}$$

十  
三  
十  
二  
口

初利入価・別債行争非者特国札非期札格第参市及入価・別債発競利発競Ⅱ加場び札格第参市行争子率行争非者特国發競I加場、入

額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
九  
十九  
円  
六

規下は期た期平年定、が金と成〇す次そ銀額し二・る号の行を、十五期及翌休支次三パ日び當業払の年一に第業う算六セつ十日に式月ンい五にたに二トて号支當だよ十同に払たしり日じおうる、算を。いへと支出支。て以き払し払

十九

払 者  
込 期 日

平 成 二 十 二 年 十 二 月 二 十 日